



島根県報

令和元年12月6日（金）

号外 第 7 9 号

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

道路の区域の変更（2件）

（道 路 維 持 課） 2

道路の供用開始（2件）

（ ” ） 5

告

示

島根県告示第441号

道路の区域を次のように変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

令和元年12月 6 日

島根県知事 丸 山 達 也

道路の 種 類	路 線 名	道 路 の 区 域				管轄する地方 機 関 の 名 称	備 考
		区 間	変更前 後の別	敷地の 幅 員	延 長		
一般国道	431号	松江市米子町8番37地 先から同町8番地先まで	前	メートル 12.70～ 14.30	7.50	松江県土整備 事務所	交通安全工事 拡幅
			後	12.90～ 15.60	7.50		
〃	〃	松江市米子町8番地先 から同市南田町32番2 地先まで	前	12.80～ 27.30	171.40		交通安全工事 拡幅
			後	12.80～ 34.40	171.40		
県 道	松江島根線	松江市和多見町81番地 先から同市東本町三丁 目96番地先まで	前 A	14.10～ 26.00	454.00		左記のA及びBは、関 係図面に表示する敷地 の区分をいう。 街路工事 拡幅 ダブルウェイ 仮設道設置
			A	21.90～ 53.70	454.00		
		松江市和多見町81番地 先から同市東本町三丁 目16番地先まで	後 B	12.00～ 53.70	344.00		
〃	仁摩邑南線	邑智郡邑南町高見165番 地先から同187番1地先 まで	前	11.95～ 15.10	46.18		災害復旧工事 拡幅
			後	13.54～ 19.92	46.18		
〃	川本美郷線	邑智郡川本町大字川本 1924番2地先から同地 先まで	前	3.13～ 4.28	17.39	県央県土整備 事務所	災害復旧工事 拡幅
			後	3.13～ 6.31	17.39		

〃	邑南飯南線	邑智郡美郷町都賀西821番2地先から同地先まで	前	16.77～ 18.62	3.34		災害復旧工事 拡幅
			後	16.91～ 19.52	3.34		

島根県告示第442号

道路の区域を次のように変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

令和元年12月 6 日

島根県知事 丸 山 達 也

道路の 種 類	路 線 名	道 路 の 区 域				管轄する地方 機 関 の 名 称	備 考
		区 間	変更前 後の別	敷地の 幅 員	延 長		
県 道	安来木次線	雲南市木次町寺領339番 19地先から同3041番1 地先まで	前	メートル 9.36～ 34.96	メートル 236.89	雲南県土整備 事務所	道路改良工事 拡幅
			後	10.80～ 56.78	236.89		
〃	邑南飯南線	飯石郡飯南町下赤名 2782番2地先から同 1487番1地先まで	前	9.61～ 48.20	72.82		減幅 町道移管
			後	8.62～ 39.04	72.82		
〃	〃	飯石郡飯南町下赤名976 番1地先から同972番2 地先まで	前	32.57～ 55.95	38.75		減幅 町道移管
			後	25.88～ 32.57	38.75		
〃	三隅井野長 浜線	浜田市内村町159番3地 先から同町166番1地先 まで	前	16.00～ 49.50	265.70	浜田県土整備 事務所	道路改良工事 拡幅
			後	23.50～ 128.60	265.70		

島根県告示第443号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

令和元年12月 6 日

島根県知事 丸 山 達 也

道路の 種 類	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	延 長	供用開始 年 月 日	管轄する地方 機 関 の 名 称	備 考
一般国道	488号	益田市猪木谷町口1029番 6 地先から同町口518番 7 地先まで	メートル 140. 00	令和元年 12月 6 日	益田県土整備 事務所	
県 道	須川谷日原線	鹿足郡津和野町相撲ヶ原1194番 6 地先から同1193番 4 地先まで	110. 00	令和元年 12月 6 日	益田県土整備 事務所津和野 土木事業所	

島根県告示第444号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

令和元年12月 6 日

島根県知事 丸 山 達 也

道路の 種 類	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	延 長	供用開始 年 月 日	管轄する地方 機関の名称	備 考
県 道	川本美郷線	邑智郡川本町大字川本1924番2地先から同地先まで	メートル 17.39	令和元年 12月10日	県央県土整備 事務所	
〃	邑南飯南線	邑智郡美郷町都賀西821番2地先から同地先まで	3.34	令和元年 12月 6 日		